

農業委員会だより

第 61 号

令和2年6月
田原市農業委員会
☎23-3519/FAX22-3817
ID1001917



●畑から道路にはみ出した土

また、農家さんにとっても、手間暇かけて作った土壌をみすみす失うことになってしまいます。近年、台風や異常気象などによる大雨により、表土が流れ出てしまうことも多くありますが、

畑の表土の流出を防止しましょう

季節は梅雨間近で、渥美半島の畑の多くはトウモロコシや緑肥のソルゴーが植えられていたり、休耕期に入っていたりする時期ですが、畑の土が隣の道路（特に歩道）まではみ出していたり、側溝が土で埋まっていたりする光景を目にします。時には、道路部分にまで作物が育っているようなこともあります。

こうした状況を放置すると、自転車や歩行者の通行の妨げとなるとともに、水の流れをふさぎ、道路冠水の原因となります。栄養分を多く含んだ畑の土の流出は、川や海の汚染にもつながります。

次のような対策を取ることで一定の効果を

得ることができます。ご協力をお願いいたします。



●貝殻袋で土を留める方法もあります

●畑の隅ぎりぎりまで耕作するのは避ける

●除草剤の使用を抑え、法面の草をある程度残すようにする（特に、道路や水路側）
ただし、草があまり高くなならないよう管理する

●水の流れなどで土が流出しやすいところには、コンクリート留めや土留めなどを設ける

●側溝などにたまった土は定期的に取り除く

また、トラクターなどのタイヤに付いた土も、できるだけ畑に落とすことから道路へ出るなどの配慮をしましょう。

自分の農地は自分で管理するといふ意識を持ち、周囲に迷惑をかけないように心掛けてください。

農業者年金「現況届」の提出をお忘れなく

受付期限は6月30日(火)！

現況届は、毎年農業者年金を受給するために必要な手続きです。農業者年金基金から年金受給者あてに送付された現況届に、必要事項を記入して提出してください。（ただし、令和元年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者は、今回の現況届は必要ありません）

●現況届をなくした場合などは、農業委員会事務局までご連絡ください。

●年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの農協で死亡の手続きを行ってください。（印鑑、戸籍謄本、請求者の口座番号の分かるものがが必要です）

●現況届の提出がない場合は、年金の支給が一時停止となりますのでご注意ください。

提出先

農業委員会事務局（市役所北庁舎1階）

赤羽根市民センター
渥美支所市民生活課